

神戸市保健医療審議会 医療専門分科会 運営要領

平成 13 年 2 月 5 日
専門分科会決定

(改正 平成 14 年 10 月 21 日)
(改正 平成 23 年 2 月 2 日)
(改正 平成 25 年 4 月 5 日)
(改正 平成 28 年 4 月 1 日)
(改正 平成 28 年 11 月 4 日)

(趣 旨)

第 1 条 この要領は、神戸市保健医療審議会規則第 8 条第 1 項により設置する医療専門分科会（以下「専門分科会」という。）の運営等に関し、神戸市保健医療審議会運営要綱第 2 条第 6 項に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(委員会)

第 2 条 専門分科会に次の委員会を設置する。

- (1) 災害医療体制等検討委員会
- (2) メディカルコントロール検討委員会
- (3) 病床整備検討委員会
- (4) 認知症疾患医療センター検討委員会

2 1 項の各号に掲げる委員会の所掌事務は別表に掲げるとおりとする。

3 委員会に属すべき委員は分科会長が指名する。

4 委員会に会長を置き、会長は、委員会に属する委員の互選によって定める。

5 会長は、その委員会の会務を総理する。

6 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

7 委員会は会長が招集する。

8 委員会は、委員会に属する委員の過半数が出席しなければ会議を開催することができない。

9 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(臨時委員)

第 3 条 専門分科会及び委員会には臨時委員を置くことができる。

(関係者の出席)

第 4 条 会長は、必要があると認めるときは、委員会に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(副分科会長)

第 5 条 専門分科会に副分科会長を置く。

2 副分科会長は、分科会長を補佐し、分科会長に事故があるときまたは分科会長が欠けたと

きは、その職務を代理する。

(参与)

第6条 専門分科会及び委員会に参与を置き、市職員のうちから市長が任命する。

2 参与は、会議に出席し、審議事項に関して意見を述べることができる。

(雑 則)

第7条 この要領に定めるもののほか、会議の運営等に関し、必要な事項は、専門分科会にあつては分科会長が、委員会にあつては会長が定める。

別表（第2条関係）

委員会の所掌事務

1. 災害医療体制等検討委員会

「地域災害救急医療マニュアルの策定について」（平成25年4月5日、兵庫県）及び「神戸市地域災害救急医療マニュアル（平成26年3月）」に基づく、関係者との調整に関すること。

2. メディカルコントロール検討委員会

「救急業務の高度化の推進について」（平成13年7月4日、消防庁）及び「病院前救護体制の確立について」（平成13年7月4日、厚生労働省）に基づく、関係者との調整に関すること。

3. 病床整備検討委員会

神戸圏域における病院・診療所開設者の病床整備計画について審査するなど、病床整備の配分等に関すること。

4. 認知症疾患医療センター検討委員会

「認知症疾患医療センター運営事業実施要綱」（平成28年3月31日、老発0331第4号厚生労働省老健局長通知）に規定される認知症疾患医療センターの整備・運営に関すること。

神戸市保健医療審議会 医療専門分科会 除斥規定について

平成 26 年 11 月 28 日

専門分科会長決定

神戸市保健医療審議会医療専門分科会運営要領第 7 条に基づき、下記の通り除斥規定を定める。

医療専門分科会委員は、直接の利害関係のある審議事項に関しては、その審議に参加することができない。

また、除斥される委員は、定足数の計算には入らない。

(注)

「直接の利害関係のある」とは、委員が、申請の病院及び診療所の開設者又は管理者、運営する法人の役員（予定を含む）である場合を指す。

<参考>

神戸市保健医療審議会医療専門分科会運営要領

第 7 条 この要領に定めるもののほか、会議の運営等に関し、必要な事項は、専門分科会にあつては分科会長が、部会にあつては部会長が定める。

地方自治法

第百十七条 普通地方公共団体の議会の議長及び議員は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、その議事に参与することができない。但し、議会の同意があつたときは、会議に出席し、発言することができる。

会社法

第三百六十九条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数(これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合以上)が出席し、その過半数(これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合以上)をもって行う。

2 前項の決議について特別の利害関係を有する取締役は、議決に加わることができない。